



資料 4

救命救急センター運営費補助事業の見直しについて

令和7年12月8日

医療整備・人材課

1. 救命救急センター運営費補助事業の見直しの概要

- 救命救急センター運営事業に対する補助（県救急医療対策事業運営費補助金）について、本県ではこれまで、30床以上の専用病床を有する救命救急センター（公立等を除く）に対して補助を行ってきた。
- 救命救急センターの専用病床は、救命救急入院料や特定集中治療室管理料等の特定入院料算定病床が多いが、一方で、救命救急センターの増床等が行われる中で、専用病床に、急性期一般入院料算定病床が相当数含まれる救命救急センターも出てきている。
- 特定入院料算定病床と急性期一般入院料算定病床では、求められる機能や病床の運用費に差があることから、令和8年度から、病床の種類及び病床数を勘案して、補助内容に差を設けることを予定している。

2. 救命救急センター運営費補助事業の見直し内容（案）

- 引き続き補助対象は救命救急センター病床30床以上（急性期一般病床も含む）の病院とする
- 基準額や対象経費等の算定の際は、救命救急センター病床のうち特定入院料を算定している病床を対象とする（=急性期一般病床は補助対象外とする）
- 基準額は、特定入院料を算定している病床が30床未満の場合は、下記表のとおり減額を行う

急性期一般病床を除いた救命救急センター病床数		基準額（令和7年9月26日改正時点）	国要綱では「救命救急センター」の専用病床数が30床未満の場合は基準額を減額しており、それを準用
①	30床以上	171,675千円×運営月数／12	
②	30床未満21床以上	① から、1床あたり4,677千円×運営月数／12を減額	
③	20床	124,897千円×運営月数／12	
④	20床未満	③ から、1床あたり2,573千円×運営月数／12を減額	

国が物価高騰等を反映して基準額を見直した場合は、県もその内容に合わせて基準額等の見直しを行う